

宇部市新火葬場整備運営事業 実施方針に関する質問回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目	項目	項目名	質問の内容	回答
1	3	第2	9	(1)	カ			環境保全対策業務	環境保全対策業務の業務区分について質問します。運用期間においても、定期的(夏季・冬季/年)かつ炉の半数を隔年のローテーションで検査を行うことと要求水準書45ページに記載があります。運営段階の費用も合わせ施設整備業務で費用計上・契約するのでしょうか。	運営時における火葬炉設備の検査・点検費用は、維持管理業務における火葬炉保守管理業務にて費用計上してください。
2	7	第4	3	(1)	ア			入札参加者の構成等	施設整備代表企業は、設計企業・建設企業・火葬炉企業のいずれでもよいと想定してよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
3	7	第4	3	(1)	ア			入札参加者の構成等	「維持管理・運営代表企業は、火葬炉運転企業が務めるものとする」とあります。運営事業者としてSPCを設立する場合の代表企業は、「火葬炉運転企業」でなくてもよいと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	7	第4	3	(1)	イ			入札参加者の構成等	「同一の企業が建設業務と工事監理業務を実施することはできない」との記載がございますが、火葬炉設備の工事監理業務に関しては、設備の特異性及び性能保証の観点から、「火葬炉企業」が責任を持って行うものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 当該記載部分については、入札公告時に記載内容を改めることとします。
5	9	第4	3	(2)	ウ	(ア)		各業務を行う者の要件	複数で参加する場合は、全ての企業はaからcまでを満たし、少なくとも1者は全ての要件を満たしていることとあります。 全ての要件を満たす企業は、市内に本店を有する者と異なる企業でもよいと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 市内に本店を有する者は、aからcまでの要件は必ず満たしている必要があります。
6	10	第4	3	(2)	ウ	(エ)		各業務を行う者の要件	「b 平成26年4月以降に公共施設の維持管理実績を有すること」とありますが、実績とは複数年度にわたる中長期契約の場合、各年度の業務を完了させた実績があればよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	14	第6	1					敷地条件	都市計画法、その他区域、地域、地区に都市施設(火葬場)の記載がありますが、建築基準法の用途も都市計画法の用途と同じ「火葬場」と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、設計時において事業者にて協議・確認してください。
8	14	第6	1					敷地条件	森林法、周辺は保安林に指定されていると記載がありますが、事業区域は保安林ではないと考えてよいでしょうか。	事業区域内は保安林解除済みです。
9	14	第6	1					敷地条件	森林法、周辺は保安林に指定されていると記載がありますが、事業区域に関する森林法の規制はありますか。公平な事業者募集要項とするため当事業に関する森林法の規制についてお教えください。	事業区域内は保安林解除済みです。
10	14	第6	1					敷地条件	ガスは、都市ガス供給範囲外ですが、プロパンガス使用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	15	第6	2	(2)	ア			諸室	計画によっては炉前ホールは必ずしも必要はないと考えてよいでしょうか。要求水準では、告別と収骨、炉前ホールの機能が一体となった部屋とあります。	ご理解のとおりです。
12	15	第6	2	(2)	イ			諸室	待合ホールと共同待合スペースは同じものでしょうか。違う場合はそれぞれの使い方をお教えください。	待合ホールと共同待合スペースは、一体的にご提案ください。
13	17	第8	1	(3)				事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	「前2号の規定により市が事業契約を解除した場合、事業者は市に生じた損害を賠償しなければならない」とありますが、設計・建設工事請負契約の締結にあたっては、宇部市工事請負契約約款第4条に定める「契約の保証」に準じた手続きが必要になるとの理解でよろしいでしょうか。 また、その場合、保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の契約保証も認められるとの解釈でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。 詳細については、入札公告時に示す予定です。